

自己評価報告書

平成23年5月26日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2008～2011

課題番号：20243004

研究課題名（和文）憲法の規範力の研究－憲法学と他の社会科学・法学との討議による検証

研究課題名（英文）Study about enforcing power of the constitution

研究代表者

戸波 江二（TONAMI KOJI）

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：00103911

研究代表者の専門分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：憲法

1. 研究計画の概要

本共同研究の目的は、日本国憲法が政治・社会・法の分野においてもつ、あるいはもつべき憲法の規範力について考察することにある。日本国憲法は制定後60年を経過し、さらに21世紀の日本の政治と社会も発展しようとしている。このような日本の政治・社会の転換期において、日本国憲法は政治や社会の現実に対してどのような規範力をもっているか、あるいは、現実の政治や社会をどのように規律すべきかを多角的に考察することは、政治・社会の基礎法としての憲法の意義を再認識し再検討するうえできわめて重要な憲法学的作業である。

2. 研究の進捗状況

本研究では、憲法学の立場からのみ憲法の規本研究では、憲法学の立場から憲法の政治・社会に対する規範力を法哲学的・法社会的に考察するほか、民事法学、刑事法学、訴訟法学、国際法学などの他の法律・社会科学・法学の分野との対話を試みており、これらの他の学問分野との間での対話によって憲法の規範力を考察してきた。そして、各方面の研究者を招いて報告と討議を行い、各分野からみた憲法の規範力を解明してきている。総じて、各法分野は独自の体系の法理論を有しているが、同時に、その程度はさまざまであるが、憲法との関連はきわめて強いといえる。

本研究は比較憲法的方法として、ドイツ憲法学およびドイツ基本法との比較研究を行ってきた。ドイツは、戦後の政治過程の点で日本との類似性が指摘されるが、他方、憲法政治の実際の面では、憲法の規範力の貫徹という点で日本と相当の違いがある。また、ド

イツ憲法学と他の社会科学・法学との討議という点でも、ドイツ連邦憲法裁判所の判例を通じて相互の交流がある。もっとも、ドイツ連邦憲法裁判所は憲法以外の法分野の裁判所の判決に対して相当に関与しているが、それに対しては他の法分野からは批判もみられる。さらに、ドイツでは、他のヨーロッパ諸国と同様に、EU法の国内実施が大きな課題となっており、憲法とEU法との関係が理論的にも実務においても重要な争点となっている。以上のドイツの状況について、本研究では、これまでフライブルク大学ヴェルテンベルガー教授グループとの共同研究(2009)をはじめ、ドイツ憲法学教授との日本・ドイツでの対話に努めてきており、その成果がまとまりつつある。

3. 現在までの達成度

これまでの共同研究の積み重ねによって、憲法が他の法・法学分野に対して大きな規範力をもっており、他方で、他の法・法学分野からも憲法および憲法学に対して理論的交流と憲法の援用を試みるという見解がすくなく見受けられることが十分に認識された。

4. 今後の研究の推進方策

憲法いと他の法・法分野との理論的交流を深め、相互に共通する法理論をまとめあげていくことが今後の課題である。比較研究をさらに追求し、理論的で総合的な体系化がめざされるべきである。

5. 代表的な研究成果

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 戸波江二=近藤博徳=木棚照一「鼎談国憲法3条1項から見える『日本』」LAW AND PRACTICE3号210-64(2009.4) 査読有。
- ② Koji Tonami, Die Theorie und Praxis der Verfassungsänderung in Japan, in: Rainer Wahl(Hrsg.), Verfassungsänderung, Verfassungswandel, Verfassungsinterpretation, Duncker & Humblot Berlin, 2008, 147-164. 査読有。
- ③ 戸波江二「ドイツ」杉原泰雄編『新版体系憲法事典』(青林書院・2008年) 108-114頁査読有。
- ④ 戸波江二「学問の自由」大石=石川編『憲法の争点(第3版)』(有斐閣、2008年) [学会発表](計10件) 査読有。
- ① 戸波江二(報告)「日韓憲法学共同研究の意義と課題」共同研究「日韓憲法学の対話」(2011.3.11, 韓国慶北大学)
- ② Koji Tonami, The development of the Constitutionalism in Japan after World War II, West Bengal University, 2010.11.11. (インド・西ベンガル大学)
- ③ 戸波江二(報告)「グローバリゼーションの下でのナショナリズム」シンポジウム「グローバル・ガバナンスと国際法治」(2010.7.30, 中国・吉林大学)
- ④ Koji Tonami, The development of the Constitutionalism in Japan after World War II, (Ankara, 2010.3.20)
- ⑤ 戸波江二(報告)「地方自治の憲法的基礎の再検討」(山東大学、2009.12.26)
- ⑥ Koji Tonami, Freedom from the State" or "Freedom by the State"? —Modern Development of Human Rights Thought in Japan and the Theory of Obligation of the State to Protect Human Rights, International Conference on "Exclusions from Constitutional Law (香港市立大学、2009.10.29)
- ⑦ Koji Tonami, Wir sind noch allein: Zur Zukunft der Verfassungsgerichtsbarkeit in Ostasien, 6. Deutsch-Japanisches Verfassungsrechtssymposium „Europäisierung und Globalisierung als Herausforderungen für das Verfassungsrecht“, Freiburg, 2009.9.9.
- ⑧ 戸波江二「アジアの違憲審査制と日本の違憲審査制」(ハルピン、黒竜江大学、2009・8・21)
- ⑨ 戸波江二「アジア諸国の違憲審査制の発展と日本の違憲審査制の活性化の課題」第7回東アジア法哲学会(中国・吉林大学)(2008.9.22)
- ⑩ 戸波江二「憲法裁判の発展と特質——ア

ジアにおける憲法裁判を中心に」韓国国会=韓国憲法学会・共同主催国際学術大会「韓国制憲60周年記念」(ソウル・韓国国会、2008.7.17)

〔図書〕(計1件)

- ① 栗城=戸波=嶋崎編『ドイツの憲法判例Ⅲ』(信山社、2008年)